

2021年11月17日

経済産業大臣 萩生田 光一 様

### 中小事業者向けの給付金支給に関する提言

立憲民主党 経済産業部会

政府は現在、新たな経済対策及び補正予算編成において、中小事業者向けに地域や業種を問わない給付金制度導入を検討し、一部ではその概要が報じられている。

立憲民主党は、新型コロナウイルス感染拡大が続き大きな影響を受けている中堅・中小企業、小規模事業者、新規事業者、フリーランスを含む個人事業者を支えるため、持続化給付金の対象拡大、給付要件緩和、事業規模に応じた加算を行い、一度受給した事業者等への再支給を含む「持続化給付金再支給法案」を3月19日、国会に提出し、コロナ禍での速やかな事業支援を訴えてきた。

今般の政府の対応は、私たちの提案からは大分遅いものではあるが、この間、一時支援金、月次支援金等のつなぎの制度を経た上で、今回の補正予算にて、持続化給付金の再支給ともいえる制度導入の検討に入っていることは前向きに評価する。その上で、給付金制度の策定にあたり、下記について提言する。

#### 記

1. 対象事業者の減収率について、1カ月の売上高が「50%以上減少」と「30%以上減少」の2つの基準を設け、減収率50%未満の場合は、支給額を減らす形で差を付けることを検討する旨が報じられているが、長期化するコロナ禍の事業者の現状を勘案し、減収率を「30%以上減少」に一本化すること。
2. 支給金額は、対象期間を12か月とした上で持続化給付金と同程度となるよう定め、過去の売上を比較する場合には、コロナ禍前である3年前の同じ月と比較することも認めること。
3. 申請受付は年内開始とすること。あわせて、申請受付から支給までの期間は、これまでの申請実績も活用し、持続化給付金と同様に3週間程度を目指し、翌年1月には支給開始できるよう体制整備を行うこと。
4. 申請における事業者の負担及び手続の簡素化に向けて、申請サポートセンターの再設置を含めて、最大限の配慮を行うこと。
5. 事後チェックを含め、不正受給防止への周知を徹底した上で、厳しく取り締まること。

以上